

一般社団法人熊本県工業連合会理事会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人熊本県工業連合会（以下「工連」という。）の理事会の構成、運営に関し必要な事項を定める。

2 この規則は、理事会の議決をもって変更することができる。

(構成)

第2条 理事会の構成は、定款に定めによるものとする。

(権限及び議決)

第3条 理事会の権限及び議決は、定款に定めによるものとする。ただし、当法人の役員等及び役員会規則で定める役員会における承認事項を提示されたときは、その承認事項を尊重して権限を行使しなければならない。

(召集)

第4条 理事会の召集は、定款に定めによるものとし、1事業年度に2回以上召集する。

(議長)

第5条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位により、理事がこれに当たる。

(その他)

第6条 この規則に定めることのほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1. この規程は、一般社団法人熊本県工業連合会設立の日（平成22年10月1日）から施行する。